

社会福祉法人桜友会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人桜友会（以下「法人」という。）定款第46条の規定により、法人の運営及び業務執行についての細部を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(評議員会の開催)

第3条 評議員会は、定款第12条の規定により毎会計年度5月、3月の年2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集の手続)

第4条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1) 日時及び場所

(2) 報告事項・提案議案

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員会の決議)

第7条 評議員会は、定款第11条で定める事項について決議する。

2 評議員会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、決議事項に応じてその過半数又は3分の2以上に当たる多数をもって決する。

3 評議員の議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第8条 評議員会で決議すべき事項について、評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(理事及び監事の出席)

第9条 議題・議案を説明する理事及び監事(以下、「役員」という。)及び職員は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、必要があると認めるときは評議員会で意見を述べることができる。

(評議員会への報告)

第10条 役員は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(評議員会への説明義務)

第11条 役員は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合

(次に掲げる場合を除く。)

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより、その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第12条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した評議員・理事・監事・職員及び関係者の氏名
- (3) 決議すべき事項について、特別の利害関係を有する評議員の有無
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議長及び議事録署名人2名の記名押印
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第13条 理事会は、毎会計年度5月、3月の年2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集者)

第14条 定款第27条1項のとおり、理事会は理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議事項)

第15条 理事会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 評議員会の招集
- (3) 定款施行細則の決定
- (4) 法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更
- (5) 従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 臨機の措置
- (7) 理事長の選定及び解職
- (8) 施設長等、重要な職員の選任及び解任
- (9) 重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 多額の借財
- (11) 事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- (12) 事業報告及び計算書類の承認
- (13) 基本財産の処分
- (14) 資産の管理
- (15) この法人が保有する株式（出資）に係る議決権の行使
- (16) 会計処理の基準（経理規程）
- (17) 公益事業の運営に関する事項
- (18) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(理事会の報告事項)

第16条 理事会へ報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 理事長の職務の執行の状況
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(決議方法)

第17条 理事会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、決議事項に応じてその過半数又は3分の2以上に当たる多数をもって決する。

2 理事の議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第18条 理事会で決議すべき事項について、理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第19条 役員又は会計監査人が、役員又は会計監査人の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(議事録)

第21条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した理事・監事・職員及び関係者の氏名
- (3) 決議すべき事項について、特別の利害関係を有する理事の有無
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 出席した理事長及び監事の記名押印
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 理事会への報告があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 理事会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第5章 理事長等の執行権限

(理事長の専決事項等)

第22条 定款第26条に定める理事長の専決事項及び定款第19条2項に定める理事長が執行する業務は、別紙に記載のとおりとする。

第6章 監事

(監査の実施)

第23条 定款第34条に規定する法人の事業報告及び決算は、理事長が書類を作成した後、速やかに（毎年5月の決算理事会の前日までに）監事による決算監査を実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、前2項の監査を実施するとき、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。
- 4 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告するものとする。

(調査及び差止め請求)

第24条 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第25条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 役員及び評議員の選任

(監事の選任議案)

第26条 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事長に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(選任手続き)

第27条 理事長は、役員任期満了直前の理事会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は、評議員任期満了直前の理事会までに、次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 3 理事長は、選考に当たり、次期役員及び評議員（以下「役員等」という。）となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員等にあつては身分証明書の提出を省略することができる。
- 4 次期役員等候補者は、任期開始日前までに事前就任承諾書を理事長宛てに提出しなければならない。
- 5 理事長は、選任された役員等に対し委嘱状を交付するものとする。

（中途退任）

第28条 役員等は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

（欠員の補充）

第29条 役員等の欠員補充については、当細則第27条の規定を準用する。

（役員等名簿）

第30条 理事長は、役員等選任後速やかに役員等名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第8章 その他

（秘密の保持）

第31条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、理事、監事、（会計監査人）（以下「役員等」という。）及び役員等であつた者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

第32条 この細則を変更しようとするときは、理事会において定め、評議員会の議決を得なければならない。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和元年9月1日一部改正